

平成 25 年度第 1 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
議事概要

日時：2013（平成 25）年 7 月 8 日（月）14:00～16:05

場所：三会堂ビル 2 階 A 会議室（東京都港区赤坂）

議事

① **平成 24 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施結果および事業を巡る最近の情勢について**

事務局より、資料とスライドにより平成 24 年度事業についての実施結果説明があった。その後、参考資料にもとづき木材利用ポイントの概要について説明があった。

[主な質疑・意見]

- 昨年度のモニタリングの報告書を見てみると、「調達の際に証明書をすべて確認している」という事業者の割合が減っている。事業者の理解が進んでいるのか疑問である。また、証明書の発行について「要望のあった時だけ発行している」との回答が約 7 割という実態を考えると、今後も普及啓発に努める必要があると思われる。
- 木材利用ポイントの開始で今まで合法木材にあまり関心のなかった事業者が慌てて認定事業者になったという事情もある。
- 事業者の中にも理解の深いところとそうでないところの差がある。利用ポイントが始まったことで、初めて事業者と消費者が向き合うことになっている。
- 合法木材には必ず証明書をつけるということが、利用ポイントのおかげで実際に 100%証明に近づいている。工務店の熱意が広まったという点でプラスに考えている。
- 利用ポイント制度ができたことで認定事業者が増えたことも確か。そういう事業者に対してどう正しく認識してもらえるかが重要である。
- （昨年度事業での需要側企業への普及調査の結果から）昨年度事業のスーパーチェーン等の最終消費者に近いところに積極的に取り組んでほしい。今は合法木材の証明ということがメインになっているが、世界の違法伐採が減ったわけではない。合法木材を増やすだけではサステナブルな森林経営の話にはつながらない。国内の情勢が変わったことはわかるが、原点に戻って違法伐採を減らして森林減少をくい止める対策を進めるべきである。

② **平成 25 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の進め方について**

事務局と林経研より、資料に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

（林野庁）今年度は林野庁のガイドラインの改訂を考えている。まずはたたき

台のようなものが示せればと思っている。

○合法木材の調達方針については全国的に展開している住宅メーカーなどと比べて、地場の中小工務店まではなかなか浸透していない。また、林経研のモニタリング実施指針で、現場検査は認定事業者の10%以上を対象とするとあるが、全国を対象とする中央団体では10%以上というのは難しいのではないか。
→（林経研）難しいことはわかるが、統一された数値を明示する必要があると思った。地域を区切って順次、地域ごとに実施するというやり方もある。

○林野庁に聞きたい。ガイドライン改訂のポイントはモニタリングなのか？①ガイドラインで示された証明方法のうち、森林認証による方法については、国として条件整備的な観点から支援は考えられないか。②消費国だけでなく、生産国に対してどういう働きかけをしようとしているのか？③米国、豪州、欧州を見ると、世界の流れは法律による規制の方向で進んでいる。日本はどう考えているのか？

→（林野庁）ガイドラインの改訂点は、モニタリングの導入を考えている。①国として森林認証の支援ということは考えていない。②林野庁では、たとえばインドネシアのTLASという仕組みを作るに際しての支援をしている、また中国とは2国間で覚書を交わして協力体制の構築に向けて進めているところ。③欧米のように規制する法律を作るだけでは、相手国の制度・運用が伴わないと実効性が確保できない。現時点では、日本では欧米のように法律を作る動きにはなっていない。数年前から、木材輸出国でも合法性をきちっと示して行こうという動きはでてきている。まずは合法性の証明をするのが第一歩。合法性証明の取組を進め、我が国の考え方を先方にしっかり普及していくのが現実的。

○認定団体では人手や予算の問題もあり、やりにくいところもあるのは確か。モデル的な具体例を提示して働きかけることも必要。

○モニタリングについては実施する仕組みを作っておく必要がある。自分たちの理念として挙げていけばよい、ということではすまなくなっている。

○認定事業者は、認定団体に入っているということが前提となって信頼性が確保されている。そのことを欠点としてみるのではなく、その前提の中でできる範囲でやっていくというのが現実的なやり方になるのではないか。

○（「合法木材」という言葉の使い方について）一般の消費者から誤解を招く恐れがある。もっと丁寧な説明が必要ではないか。

座長：これまでの委員の意見を踏まえ、事務局で文言の修正をしてあとは座長に一任ということでした承いただきたい。（委員了承）

③ その他

事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。

—了—